

抑制区域
砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地
地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第4号に規定する県立自然公園
福島県自然環境保全条例（昭和47年福島県条例第55号）第12条第1項に規定する自然環境保全地域
福島県自然環境保全条例第20条第1項に規定する緑地環境保全地域
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区
農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条第1項第9号の2に規定する特定営農型太陽光発電設備を設置する場合を除く。）
森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項に規定する保安林
森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域内の区域を除く。）の地域森林計画の区域
文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地及び同法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物が所在する土地
福島県文化財保護条例（昭和45年福島県条例第43号）第24条第1項又は伊達市文化財保護条例（平成18年伊達市条例第189号）第27条第1項に規定する史跡名勝又は天然記念物が所在する土地
その他市長が必要と認める区域